# 韓国特許の判例紹介

特許法院 2019.3.29 宣告 2018 ホ 2717

- 選択発明の進歩性判断が緩和される場合 -

2019年9月9日

# 特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

# 第1. 事件の概要

韓国 特許法院 2019.3.29 宣告 2018 木 2717

ブリストルマイヤーズスクイブ ホールディングス アイランドアンリミテッドカンパニー vs アジュウ薬品(株)、他

<結論> 登録無効

ブリストルマイヤーズスクイブ社の血栓塞栓症の治療薬「アピキサバン」特許の有効性が争われた事件(登録無効判決)。

選択発明の進歩性判断が緩和される場合が示された点で有用。

また、日本の裁判例(知財高裁大合議事件 平成 30.4.13 平成 28 年(行ケ)第 10182 号、第 10184 号「ピリミジン誘導体事件」)も参考となる。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長弁理士黒田敏朗(大阪本部在籍)TEL: 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

## 【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。 是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>:http://www.harakenzo.com

<商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com

<意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com

<弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment

<広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。